

尾崎国民健康保険診療所の管理運営の見直しについて

■診療所設置の経緯

国民健康保険診療施設は、医療水準の向上や民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保等、さらに国民健康保険制度を広く普及するため無医地区等の医師不足の地域をなくす目的で設置されてきた。

三和村として合併する以前の名崎村がこのような環境にあり、昭和 27 年 9 月に名崎村国民健康保険診療所として開業、昭和 55 年に現在地へ移転した。

【根拠法令】

（地方自治法第 244 条）

地方自治体は、住民の福祉を増進する目的で「公の施設」を設置できることになっており、その一つに公立病院、診療所が該当する。

（国民健康保険法第 82 条）

国保事業を行う保険者（市町村）は、国民健康保険の保健事業の一つとして病院、診療所を設置することができる。

■状 況

公共施設の最適化を目的とした「古河市公共施設適正配置基本計画」の中で、当診療所は管理運営のあり方について「検討が必要」との指摘を受けた。

- ①地域医療…周辺の民間医療機関等が当診療所から車で 10 分圏内に 4 件開業。
- ②財 政 面…年間利用者数延べ約 3,500 人（直近過去 5 年平均、古河福祉の森診療所の 3 割程度）で、国民健康保険特別会計（直診勘定）ではここ数年、歳入の赤字分約 2,000 万円超を一般会計の補填によって賄っている。
- ③施 設 面…新耐震基準以前の建物で老朽化が進んでいる。

■課 題

- ①地域医療…設置当時に比べて受診環境が充実し、公の施設としての必要性・有効性を検証する必要がある。
- ②財 政 面…1 日当たりの患者数が 18 人程度で推移しており、独立採算による運営は困難な見通しで、将来にわたり一般会計に負担を強いることが想定される。
- ③施 設 面…耐震診断、耐震改修が未実施で、大規模改修には多額の予算を要することとなる。

■今後の方針

上記 3 つの課題を踏まえ、持続可能な行財政運営の点から尾崎国民健康保険診療所の管理運営は令和 5 年 3 月 31 日をもって閉所し、今後は疾病予防や健康寿命の延伸を主軸に、さらに健康推進事業を推進していく。